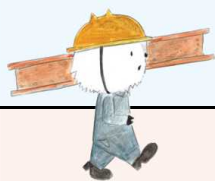


13 許認可について

行政庁の許認可等を必要とする事業を営む方は、その許認可等を受けていることが必要です。
※申込みの際には、許可証等の写しの添付が必要です。

許認可等を要する主な業種は次のとおりです。

業 種 名	許認可等を要する業種	許可等	根拠法	有効期限	主務官公署
土石採取業	砂利採取業	登録	砂利採取法（3条）	—	都道府県知事
	採石業	登録	採石法（32条）	—	都道府県知事
一般土木建築工事業 ↓ その他の設備工事業	建設業	許可	建設業法（3条）	5年	国土交通大臣 または 都道府県知事
	電気工事業	登録	電気工事業の業務の 適正化に関する法律 （3条）	5年	経済産業大臣 （経済産業局長） または 都道府県知事
食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製 造業	食料品製造業	許可	食品衛生法（55条） （※10）	5年を 下らない 期間	保健所長
	酒類製造業	免許	酒税法（7条）	—	税務署長
	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（8条）	—	税務署長
化学工業	第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法 （5条）	—	都道府県知事
	医薬品（体外診断用 医薬品を除く）・医 薬部外品・化粧品製 造販売業	許可	医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び 安全性の確保等に関 する法律（12条）	5年または 6年（※1）	厚生労働大臣 または 都道府県知事



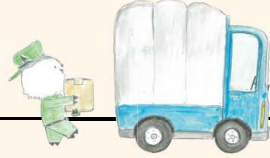
VII

必要な書類は？

業 種 名	許認可等を要する業種	許可等	根拠法	有効期限	主務官公署
化学工業	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合を除く）	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（13条）	5年または6年（※2）	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合に限る）	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（13条の2の2）	5年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2）	5年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2の3）	5年	厚生労働大臣
	再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の20）	5年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の22）	5年	厚生労働大臣
石油製品・石炭製品製造業	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の2）	—	経済産業大臣 （経済産業局長）
	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の9）	—	経済産業大臣 （経済産業局長）
その他のゴム製品製造業 窯業・土石製品製造業 その他の業務用機械器具製造業 電気機械器具製造業	医療機器製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2）	5年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	医療機器製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2の3）	5年	厚生労働大臣

VII

必要な書類は？

業 種 名	許認可等を要する業種	許可等	根拠法	有効期限	主務官公署
その他のゴム製品製造業 窯業・土石製品製造業 その他の業務用機械器具製造業 電気機械器具製造業	再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の20）	5年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の22）	5年	厚生労働大臣
その他の映像・音声・文字情報制作業	有料職業紹介事業	許可	職業安定法（30条）	3年 （更新時5年）	厚生労働大臣
道路旅客運送業 	一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）	許可	道路運送法（4条）	—	国土交通大臣
	一般貸切旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（4条、8条）	5年 （※8）	国土交通大臣
	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（43条）	—	国土交通大臣
	自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法（79条）	2年 （更新時2年または3年）（※5）	国土交通大臣
道路貨物運送業	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（3条）	—	国土交通大臣
	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（35条）	—	国土交通大臣
農畜産物・水産物卸売業	食料品販売業	許可	食品衛生法（55条）（※10）	5年を下らない期間	保健所長
	家畜商	免許	家畜商法（3条）	—	都道府県知事
食料・飲料卸売業	酒類販売業	免許	酒税法（9条）	—	税務署長
	食料品販売業	許可	食品衛生法（55条）（※10）	5年を下らない期間	保健所長
石油卸売業	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）	—	経済産業大臣 （経済産業局長） または 都道府県知事
	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条）	—	経済産業大臣 （経済産業局長）
自動車卸売業	古物営業	許可	古物営業法（3条）	—	都道府県公安委員会

VII

必要な書類は？

業 種 名	許認可等を要する業種	許可等	根拠法	有効期限	主務官公署
その他の機械器具卸売業	医療機器製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2）	5年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の20）	5年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（39条）	6年	都道府県知事
	再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（40条の5）	6年	都道府県知事
医薬品・化粧品等卸売業	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（12条）	5年または6年 （※1）	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2）	5年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の20）	5年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
医薬品・化粧品等卸売業	医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（24条）	6年	都道府県知事
	再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（40条の5）	6年	都道府県知事
他に分類されない卸売業	古物営業	許可	古物営業法（3条）	—	都道府県公安委員会
各種食料品小売業	食料品販売業	許可	食品衛生法（55条） （※10）	5年を下らない期間	保健所長
	酒類販売業	免許	酒税法（9条）	—	税務署長
酒小売業	酒類販売業	免許	酒税法（9条）	—	税務署長

VII

必要な書類は？

業 種 名	許認可等を要する業種	許可等	根拠法	有効期限	主務官公署
食肉小売業 鮮魚小売業 菓子・パン小売業 その他の飲食料品小売業	食料品販売業	許可	食品衛生法（55条） （※10）	5年を下らない 期間	保健所長
自動車小売業 自転車小売業	古物営業	許可	古物営業法（3条）	—	都道府県公安委員会
電気・電気事務機械器具小売業	医療機器製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2）	5年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	高度管理医療機器・ 特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（39条）	6年	都道府県知事
中古電気製品小売業	古物営業	許可	古物営業法（3条）	—	都道府県公安委員会
医薬品・ 化粧品小売業	医薬品（体外診断用 医薬品を除く）・医薬 部外品・化粧品製造 販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（12条）	5年または 6年 （※1）	厚生労働大臣 または 都道府県知事
医薬品・ 化粧品小売業	体外診断用医薬品製造 販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2）	5年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	再生医療等製品製造 販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の20）	5年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
	薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（4条）	6年	都道府県知事
	医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（24条）	6年	都道府県知事
	再生医療等製品販売 業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（40条の5）	6年	都道府県知事

業 種 名	許認可等を要する業種	許可等	根拠法	有効期限	主務官公署
燃料小売業	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）	—	経済産業大臣（経済産業局長） または都道府県知事
	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
書籍・文房具小売業 他に分類されない小売業	古物営業	許可	古物営業法（3条）	—	都道府県公安委員会
クレジットカード業 割賦金融業	包括信用購入あっせん業（少額包括信用購入あっせん業を除く。）	登録（※9）	割賦販売法（31条）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
	包括信用購入あっせん業（少額包括信用購入あっせん業に限る。）	登録（※9）	割賦販売法（35条の2の3）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
	クレジットカード番号等取扱契約締結事業	登録（※9）	割賦販売法（35条の17の2）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
	個別信用購入あっせん業	登録	割賦販売法（35条の3の23）	3年	経済産業大臣（経済産業局長）
金融商品取引業	金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業	登録	金融商品取引法（29条）	—	内閣総理大臣（財務局長）
	適格機関投資家等特例業務	届出	金融商品取引法（63条）	—	内閣総理大臣（財務局長）
	海外投資家等特例業務	届出	金融商品取引法（63条の9）	—	内閣総理大臣（財務局長）
	移行期間特例業務	届出	金融商品取引法（附則3条の3）	—	内閣総理大臣（財務局長）
商品先物取引業 商品投資顧問業	商品先物取引業	許可	商品先物取引法（190条）	6年	経済産業大臣（経済産業局長）・ 農林水産大臣
	商品投資顧問業	許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律（3条）	6年	経済産業大臣（経済産業局長）・ 農林水産大臣
	特定店頭商品デリバティブ取引業	届出	商品先物取引法（349条）	—	経済産業大臣（経済産業局長）・ 農林水産大臣
	商品先物取引仲介業	登録	商品先物取引法（240条の2）	6年	経済産業大臣（経済産業局長）・ 農林水産大臣
補助的金融業 金融附帯業 金融代理業	資金移動業	登録（※9）	資金決済に関する法律（37条）	—	内閣総理大臣（財務局長）
	自家型前払式支払手段発行者	届出	資金決済に関する法律（5条）	—	内閣総理大臣（財務局長）
	第三者型前払式支払手段発行者	登録（※9）	資金決済に関する法律（7条）	—	内閣総理大臣（財務局長）
	金融商品仲介業	登録	金融商品取引法（66条）	—	内閣総理大臣（財務局長）
	有価証券等仲介業	登録	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（12条）	—	内閣総理大臣（財務局長）

業 種 名	許認可等を要する業種	許可等	根拠法	有効期限	主務官公署
建物売買業、土地売買業 不動産代理業・仲介業	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（3条）	5年	国土交通大臣 または 都道府県知事
物品賃貸業	高度管理医療機器・ 特定保守管理医療機器賃貸業 （※4）	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（39条）	6年	都道府県知事
土木建築サービス業	建築士事務所	登録	建築士法（23条）	5年	都道府県知事
測量、地質調査業	測量業	登録	測量法（55条）	5年	国土交通大臣
旅館、ホテル その他の宿泊業	旅館業	許可	旅館業法（3条）	—	都道府県知事
	住宅宿泊事業（民泊）	届出	住宅宿泊事業法（3条）	—	都道府県知事
食堂、レストラン 持ち帰り・配達飲食サービス業	飲食店	許可	食品衛生法（55条） （※10）	5年を 下らない期間	保健所長
	接待飲食等営業（※6）	許可	風営法（3条）	—	都道府県公安委員会
公衆浴場業	浴場業	許可	公衆浴場法（2条）	—	都道府県知事
他に分類されない生活 関連サービス業	古物営業	許可	古物営業法（3条）	—	都道府県公安委員会
映画館	興行場	許可	興行場法（2条）	—	都道府県知事
その他の娯楽業	興行場	許可	興行場法（2条）	—	都道府県知事
	有料職業紹介事業	許可	職業安定法（30条）	3年（更新時5年）	厚生労働大臣
	遊技場営業（※7）	許可	風営法（3条）	—	都道府県公安委員会
病院、一般診療所 歯科診療所 助産・看護業	病院、診療所、 助産所	許可	医療法（7条）	—	都道府県知事
廃棄物処理業	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（7条）	2年	市町村長
	産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条）	5年 （更新時5年または7年）（※3）	都道府県知事
	特別管理産業廃棄物 処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条の4）	5年 （更新時5年または7年）（※3）	都道府県知事
	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（35条）	期限を付す ことのできる （概ね2年）	市町村長

VII

必要な書類は？

業 種 名	許認可等を要する業種	許可等	根拠法	有効期限	主務官公署
自動車整備業	自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法 (78 条)	—	地方運輸局長
機械等修理業	医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (40 条の 2)	5 年	厚生労働大臣 または 都道府県知事
職業紹介業	有料職業紹介事業	許可	職業安定法 (30 条)	3 年 (更新時 5 年)	厚生労働大臣
労働者派遣業	労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (5 条)	3 年 (更新時 5 年)	厚生労働大臣

▶ 建設業について、許可を受けることを要しない「軽微な建設工事」に該当する次の場合は、「建設業法第 3 条第 1 項の政令で定める軽微な建設業者である確認申請書（様式第 21 号）」が必要です。

- ①建築一式工事にあつては、1 件あたり 1,500 万円未満の工事又は延べ面積が 150㎡未満の木造住宅工事
- ②建築一式工事以外の建設工事にあつては、500 万円未満の工事

▶ 卸売業および小売業については、古物営業に関する許可の確認を要する場合があります。

▶ 本表以外にも、許可証等の写しが必要となる場合があります。



(注) 主務官公署の () 内は、各事業法による権限委任先。

- (※ 1) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造販売業のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売については 6 年
- (※ 2) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業のうち、薬局製造販売医薬品の製造については 6 年
- (※ 3) 事業の実施に関し優れた能力および実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する者は 7 年
- (※ 4) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第 39 条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいう。
- (※ 5) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う方は 5 年
- (※ 6) 風営法第 2 条第 1 項第 1 号～第 3 号のいずれかに該当する営業
- (※ 7) 風営法第 2 条第 1 項第 4 号～第 5 号のいずれかに該当する営業
- (※ 8) 平成 29 年 4 月 1 日より一般貸切旅客自動車運送事業の許可について更新制（有効期間 5 年）が導入されました。改正前に許可を取得した事業者については、許可の取得年月日に応じて初回更新が必要となります。詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。
- (※ 9) 登録証が無い場合、登録に係る通知または登録証明書の写しの提出が必要。
- (※ 10) 令和 3 年 5 月 31 日以前に取得した営業許可については、許可期限まではそのまま営業できますが、旧法の許可で認められた範囲内に限られます。